

消費者ネット ニュース

No. 5

2006. 5 .31

◇レンタル・敷金トラブル110番を開催

山本一志(理事)

わたしの怒りはおさまらない!!



相談件数 45件
レンタル・敷金トラブル110番
(2006年4月13日開催)

目次:

◇レンタル・敷金トラブル110番を開催	1
◇団体訴訟制度の担い手となる消費者組織をめざして	2
◇学習会報告 何が変わるの?何が できるの? ビフォー&アフター	3
◇広島市消費生活条例(案)の骨子 に対する意見書を提出	3
◇英会話教室へ申し書を提出	3
◇報告 消費者団体訴訟制度勉強会	4
◇第4回定時総会のご案内	4

去る4月13日にNPO消費者ネット広島の主催で「レンタル・敷金110番」を開催した。相談は電話相談と面接で、当日午前10時から午後4時まで広島市消費生活センターにおいて、広島弁護士会消費者問題対策委員会の委員8名が対応した。

当日はテレビ放映もされ、また、年度替わりのこの時期にタイムリーな問題であったこともあり、45件もの多くの相談が寄せられた。内訳は43件が敷金、2件がレンタルに関するものであった。

敷金をめぐる相談は、家を解約して退去したが敷金を全額あるいは一部しか返してくれない。おかしいと言ったところ、業者はいわゆる「敷引条項」を楯にとり、敷金の返還に応じないというもの。壁クロスや床フローリング、畳など通常使用に伴う損耗や時間の経過とともに自然に劣化するもの、いわゆる「自然損耗」については、その回復費用は必要経費として賃料に含まれるものであり、その修繕費用を敷金から差し引くのは不当であるとの裁判例が確立してきているにも関わらず、未だに「敷引き」の契約条項がまかり通

り多くの消費者が泣き寝入りを強いられている実態が改めて浮き彫りになり、その被害救済の必要性を再認識した。

レンタルに関する相談は、1年先の成人式の着物のレンタルの予約をキャンセルしたら、契約金額の30%を支払うよう業者から請求された。契約条項は「この契約を取り消される場合は」「使用日より30日以前は契約金額の30%を、申し受けます」となっていたもので、業者はこの契約条項を根拠に請求してきたものであるが、おかしいと強く主張したら業者は請求をあきらめたが内金の返還には応じないというもの。レンタルに関する相談は2件しかなかったが、金額が少額であり、また、契約条項が不当であると思っても業者の言いなりになっているケースがほとんどであり、まだまだ潜在的に多くの被害があると思われる。

当ネットでは、今後も不当な契約条項による消費者被害の掘り起こしとともに、被害救済の検討、被害実態の調査並びに、今後の消費者団体訴訟への適切な対応のための活動を継続していくことにしている。

みんなの力で消費者の権利を育てよう



特定非営利活動法人

NPO消費者ネット広島

〒730-0014 広島市中区上幟町2-45 (長井法律事務所内)
TEL 082 (223) 3786 FAX 082 (223) 3787
◆郵便振替: 広島01370-6-8204

ホームページもご覧ください

http://www.d1.dion.ne.jp/~mim_san/nethiroshima/

◇団体訴訟の担い手となる消費者組織をめざして

岡村信秀(事務局長)



消費者契約法の一部を改正する法律案（消費者団体訴訟制度）が、一部修正のうえ、4月28日に衆議院を通過しました。（政府提案。当ネットからも法律案に対する意見書を提出、要旨は下記参照）。

修正内容は、裁判を起こせる地が事業者の本店および営業所所在地から、「行為があった」地までに拡大されたことです。政府提出の消費者関連法が国会で修正されるのは画期的であり高く評価できます。さらには、付帯決議に8つの項目が盛り込まれました。それは①適格消費者団体の活動資金確保のための環境整備、②情報面の支援、③損害賠償請求権の必要性の検討、④特定商取引法、独占禁止法、景品表示法への導入の検討、⑤適格消費者団体の認定基準を明確化、⑥自主的活動を過度に制約しない、⑦差止請求権の対象範囲の継続した検討、⑧5年後を目途に見直し、です。しかし、確定判決等がある場合に、他の適格消費者団体の訴訟を認めない後訴の遮断については触れていません。この事は大変大きな問題です。

現在（執筆5月25日）、参議院で審議が行われています。長年にわたって要求してきた消費者団体

訴訟制度が、不十分さを残しつつも成立を迎えようとしていることは歓迎すべき事です。

当ネットは、現在団体訴訟制度の担い手となるための消費者組織の形成にむけ、主体的力量をどのようにつくっていくかを検討しております。課題は4つあります。1つは、会員拡大と人材養成です。2つは、財政基盤の強化です。3つは、相談活動や被害救済のための検討や実態調査。4つは、様々な団体や行政とのネットワークづくりです。ネットワークの範囲は、可能であれば、中四国エリアを考えています。

現在、消費者被害に遭った個人や救済のために活動しておられる各団体に呼びかけ、担い手づくりのための検討を始めました。そして、6月24日（土）開催予定の総会において、具体的な提案を行う予定です。

消費者トラブルは「明日は我が身」どころか「今日は我が身」という状況です。悪質業者は日々進化しています。「私には関係ない、騙される人が馬鹿なのよ」と思った瞬間から彼等のいいカモなのです。団体訴訟制度が導入されようとしている今、消費者ネット広島をさらに大きくし、少しでも被害者が減少するよう努めていきましょう。

《当ネットから内閣府に提出した意見書の要旨（1/20）》

- 1 管轄裁判所については、制度の実効性確保の観点から、営業所所在地のみならず、不当な行為が行われ、または行われるおそれがある地にも管轄を認めてください。
- 2 推奨行為（モデル約款の作成など、不当な契約条項の使用を勧める行為）は不当な契約条項の排除に不可欠な制度です。今回差止め等の対象とすべきです。
- 3 それぞれの適格消費者団体が独自の観点から訴権を行使できるよう、他の消費者団体が別途訴訟を提起し、また、確定判決がある場合でも他の団体が別途訴訟を提起することを可能とすべきです。
国生審報告書は、「既判力の範囲」について当該事件の当事者限りとして他の適格消費者団体には及ばないとし、同時複数提訴についても特別規制は設けないとしていました。これらは民事訴訟法の基本原則に整合的であること、この制度における差止請求権がそれぞれの適格消費者団体に認められた固有の権利であると考えられていること、異なる適格消費者団体がそれぞれの観点で市場を監視することによってこそ公正な取引社会が実現すると考えられること、敗訴した消費者団体以外の適格消費者団体の固有の権利が手続的保障なしに奪われること、等から、この点について国生審報告書と異なる制度設計とすることは反対です。
- 4 消費者団体の損害賠償請求（金銭請求）制度を含む制度の見直しについて付則で定めるべきです。事業者の不当な行為を真にやめさせ、少額多数被害を真に救済するには、消費者団体が、事業者に対して、損害賠償請求や不当利得返還請求する制度が不可欠です。早期にこの制度を含めた本制度の見直しが行われるべきです。

◇学習会報告 何が変わるの？何ができるの？

～消費者団体訴訟制度の導入 ビフォー&アフター～

日時：2005年11月23日(水) 場所：中区地域福祉センター 参加者：32名 正岡尚子(事務局)



講師：長野浩三弁護士
元国民生活審議会消費者
政策部会・団体訴訟制度検討委員

「今の制度では消費者被害を回復するためには個々人の努力が必要である」ことを落語で伝え、会場が盛り上がったところで、長野弁護士より、「消費者に役立つ消費者団体訴訟制度をめざして」と題するご講演をいただきました。

最終報告および制度の概要は、「(被害を受けた消費者にかわって) 消費者団体が事業者に対し訴訟を起こす権利を認めるというもので、悪質事業者の排除や被害の未然防止につながり、消費社会の力関係が変わる可能性を持つ、という意味でも優れた制度。早期制定が期待される。」と、配布資料をもとに解説していただきました。

2006年度通常国会での成立に向けて、より使い勝手の良い制度とするためには、「12月中旬に予定されているパブリックコメントの募集期間にできるだけ多くの意見を出す(数が勝負)こと」と「関係議員へ働きかけていくこと」が大切で、同時に適格団体をめざすなら目的に沿った活動実績を積み重ねることが要求されているので、「今すぐ警告活動を開始する」ことが重要とご提案いただきました。

終了後、臨時理事会を開催し、隣県との情報交換や連携、事業者に対する警告活動を早急に開始することを確認しました。



◇落語：
「熊さん八つあんなわかるかな？」
安座亭徳丸さん
(アマチュア落語家
広島中央保健生協職員)

◇広島市消費生活条例(案)の 骨子に対する意見書を提出 三村明(理事)

広島市においても、巧妙かつ執拗な「不当(架空)請求」や「点検商法」などの悪質商法による消費者問題が増大しており、2004年度の消費生活センターにおける消費相談件数は20,587件と5年間で約4.5倍に増加しているということです。

それらの状況を考え、市では条例制定検討が始まり、案に対する意見募集に、当ネットからも下記のとおり要望を提出しました。

【要望書の要旨】

1. 基本計画の策定と公表。2. 消費者の責務を明確化する事は事実上無理。法や他地域条例でもそのように考えられているので設定しない。3. 行政の負担を効率的に軽減し、消費者被害を積極的に解決していくため、消費者団体との連携ならびに支援を行う。4. あっせん・調停などの消費者被害救済システムの効果を高くするため、企業が協力しないなどの場合には積極的に事業者名や情報を公表する規定と基準を加える。風評被害が起こるのは正確な情報が不足している場合であり、ミスに対して真摯に対応する事は企業の信頼性をあげるものであるから、その点からも明確な公表基準の設定をするべきである。5. 訴訟支援は実際に使いやすいものにする。6. 申立てる書式と基準を明確にする。7. 消費者被害解決のためには広域連携なども積極的に行う。8. 計量の適正化について専門家の意見などもきちんと取り入れる。

◇英会話教室へ申入書を提出

岡本みどり(理事)

2月24日、当ネット初の不当契約条項差止め申入書を株式会社ノヴァへ送付し、申入活動の第一歩を踏み出しました。学習会講師の長野弁護士から「適格団体をめざすなら今すぐ警告活動を開始すること」と叱咤激励を受け、長井弁護士を中心に4名で取り組みました。内容検討中の1月30日、長野弁護士が代理人となった株式会社ノヴァに対する訴訟で、受講生に不利な規定を無効とする判決(京都地裁)が出たとの朗報が入り、早速申入書に盛り込むことができ大変勇気づけられました。その後回答期限を1ヶ月以上超過した4月末に「貴重な意見のひとつとして受け止め適切な情報提供等に努めます。」「当社の見解と異なる解釈による裁判例については現在適正なる判断を仰ぐため上告受理の申し立てを行っているところです。」といった内容の回答書が届きました。今後も申入活動を継続していきますので、会員の皆様からの不当契約書や不当販売方法の積極的な情報提供をお願いします。

【申入書の内容】

1. わかりやすい料金体系と入学案内書(パンフレット)の作成を求めます。2. 中途解約の場合の清算方法を特定商取引法第49条の趣旨に合致する方式に改めるよう強く求めます。3. オプショナルコースのキャンセル・返却とプリ駅前留学及びプリお茶の間留学・短期特別レッスン等の清算規定を改めるよう強く求めます。4. 教材費の清算についての規定を明確にするよう求めます。

◇報告 消費者団体訴訟制度 勉強会 4/25

川手三枝子(監事)

消費者被害に携わっている諸団体・個人に呼びかけ、消費者団体訴訟制度の担い手となるべく体制づくりにむけて勉強会を開催しました。(参加者：24名)

司会は理事の山本弁護士で、岡村事務局長が挨拶、続いて理事の長井弁護士から制度の説明と活動報告があり、実態を知るために4月13日に行った『レンタル・敷金トラブル110番』のレンタル衣装(成人式の振袖)の解約金を例に、どのような事例が消費者団体訴訟制度の対象になるか学習しました。

その後、参加者から、「どういうことが具体的にできるのか」、「適格団体になるためのネットワークづくりが遅い」、「経済的基

盤が脆弱でも企業からの資金提供は受けるべきではない」、「他団体で検討されている中立的ファンドの設立とは具体的にどのようなものなのか」、「継続的な活動のためには収入確保が必要、行政・各種団体からの援助など検討してはどうか」等、活発に質問や意見が出され、消費者ネット広島が次のステップに進むために早急に考えなければならない課題も見えてきました。

当会の運営コストの試算を本腰を入れて検討すべき段階にきています。5月25日の意見交換会や6月24日の総会研修会においても、引き続きめざしたい組織像や経費・収入に関する議論を深めたいと考えています。

■第4回定時総会のご案内

消費者ネット広島では、下記の通り、2006年度総会を開催します。当ネットは、今まさに成立しようとしている消費者団体訴訟制度の「適格消費者団体」をめざして、心新たに活動をスタートする所存です。

会員の皆様におかれましては、ぜひ第4回総会(及び研修会)へご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。なお、会員以外の方もオブザーバー参加可能ですので、お誘いあわせの上ご来場いただきますよう、あわせてご案内申し上げます。

【総会】

■日時：2006年6月24日(土) 14:00-14:30

■場所：広島弁護士会館(広島市中区上八丁掘2番66号 RCC本社むかい)

【研修会 リレートーク】14:30-16:00(総会終了後)

■テーマ 消費者団体訴訟制度の適格消費者団体をめざして



第3回総会の様子

◇◇◇2006年度会費の納入のお願い◇◇◇

当ネットの活動は、皆様の年会費によって支えられています。2006年度会費納入のご協力、よろしくお願い申し上げます。

《納入方法》総会時にご持参いただくかりーフレットの郵便振込用紙をご活用ください。(継続会員の方の入会申込書は不要です。差し障りなければ振込用紙にメールアドレスをご記入ください。)